



# 埼玉県報

第2185号

平成22年5月21日

金曜日

## 目次

### 告示

- [職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に係る随意契約の相手方に関する公示\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定\(税務課\)](#)
- [WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の相手方の公示\(広聴広報課\)](#)
- [WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の相手方の公示\(広聴広報課\)](#)
- [介護保険法に基づく指定の取消し\(高齢介護課\)](#)
- [障害者自立支援法に基づく指定の取消し\(障害者自立支援課\)](#)
- [平成二十二年度職業訓練指導員試験の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区役員の退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [元荒川土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [「埼玉県議会だより」の新聞折り込み及び配布業務に関する落札者の公示\(政策調査課\)](#)

- [県道西宝珠花春日部線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第七百三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N T Tファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号
- 5 契約金額  
41,126,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1  
項第2号に該当

## 告 示

埼玉県告示第七百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年五月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
（変更前）特定非営利活動法人埼玉音楽療法研究会愛音  
（変更後）NPO法人 あいね
- 三 代表者の氏名  
師井 和子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県新座市野火止五丁目九番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、市民が音楽を通じて人との触れ合いを促進し、より健康で充実した生活を過すための支援活動を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年五月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 茜の里
- 三 代表者の氏名  
丸本 功彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県寄居町大字末野二二一九番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福祉・教育的サービスを必要とする人々がその人らしく社会生活を送るための支援活動を行うことを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第七百三十三号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十二年三月二日	学校法人日本工業大学	大川 陽康	東京都目黒区駒場一丁目四十番十四号
平成二十二年三月二日	学校法人目白学園	佐藤 弘毅	東京都新宿区中落合四丁目三十一番一号
平成二十二年三月二日	財団法人日本ユニセフ協会	赤松 良子	東京都港区高輪四丁目六番十二号
平成二十二年三月二日	学校法人大乗淑徳学園	長谷川 匡俊	東京都板橋区前野町五丁目五番二号
平成二十二年三月二日	学校法人香川栄養学園	香川 達雄	東京都豊島区駒込三丁目二十四番三号
平成二十二年三月二日	学校法人日本大学	田中 英壽	東京都千代田区九段南四丁目八番二十四号
平成二十二年三月二日	学校法人藤学園	永田 淑子	北海道札幌市北区北十六条西二丁目一番一号
平成二十二年三月二日	学校法人聖学院	大木 英夫	東京都北区中里三丁目十二番二号
平成二十二年三月八日	学校法人東京電機大学	加藤 康太郎	東京都千代田区神田錦町二丁目二番地
平成二十二年三月十九日	社会福祉法人恩賜財団済生会	炭谷 茂	東京都港区三田一丁目四番二十八号

# 告 示

埼玉県告示第七百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
県政広報テレビ番組制作・放送業務 2 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ埼玉  
埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目36番 4 号
- 5 契約金額  
126,577,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 1 号に該当

# 告 示

埼玉県告示第七百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エフエムナックファイブ  
埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 J A C K 大宮
- 5 契約金額  
37,346,085円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 1 号に該当

## 告 示

埼玉県告示第七百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第九号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目四番地十四
- 三 事業所の名称  
ケアステーション「ひまわり」
- 四 事業所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目四番地十四
- 五 介護保険事業所番号  
一一七六二〇〇一五〇
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消年月日  
平成二十二年四月二十七日（効力発生日は、平成二十二年七月一日）

# 告 示

埼玉県告示第七百二十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項第五号及び第九号の規定により指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目四番地十四
- 三 事業所の名称  
ケアステーション「ひまわり」
- 四 事業所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目四番地十四
- 五 事業所番号  
一 一 一 六 二 〇 〇 五 四
- 六 サービスの種類  
居宅介護及び重度訪問介護
- 七 指定取消年月日  
平成二十二年四月二十七日（効力発生日は、平成二十二年七月一日）

# 告示

埼玉県告示第七百二十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成二十二年七月二十四日（土）

四 試験会場

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県民健康センター

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

（受験票に五十円分の郵便切手をはり付けること。）

(2) 履歴書

(3) 受験資格を証明する書類

(4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入する。）二枚

- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にとっては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十円分の郵便切手をはり付けること。）一通
- 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
持参	埼玉県自治会館三〇九会議室 平成二十二年六月二十二日（火）及び同月二十三日（水）午前十時から正午まで及び午後一時から四時まで
郵送	郵便番号三三〇 九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 平成二十二年六月一日（火）から同月二十三日（水）までの消印のあるものを有効とする。 なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

- イ 試験手数料の金額  
三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

- 納付方法  
三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書にはり付けて納付すること。

七 合格発表

- 平成二十二年八月二十日（金）から同月二十六日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

- イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門学校、埼玉県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。  
なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百二十円分の郵便切手をはり付けたもの）を同封すること。

- 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課能力開発担当 電話〇四八（八三〇）四五

# 告 示

埼玉県告示第七百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 澤 立 承	さいたま市岩槻区大字高曾根一〇三七番地
理 事	石 関 治 郎	同 緑区大字三室五九二番地



# 告 示

埼玉県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	大沢 立承	さいたま市岩槻区大字高曾根 一〇三七番地

# 告示

埼玉県告示第七百四十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

飯能市大字原市場字柳瀬一八一の二、字山下一八六、一九二、一九三の一から一九三の三まで、一九四から一九八まで、一九九の一、二、二七の一、二二、三、字肥沢二二二、二二三の二、二三四から二三六まで、二三八、二三九の一、二四、二四一の一、二四二から二四五まで、二四六の一、二四六の二、二四七から二五一まで、字房ヶ谷戸三一、三二二の一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告示

埼玉県告示第七百四十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

飯能市大字唐竹字大関四二一、四二二、字トウノス四二五から四二八まで、字内台四二九から四三七まで、四三八の一、字平田指四三九から四四七まで、字日向窪四五七から四五九まで、字長久保四六 から四六二まで、四六四から四六六まで、四七二から四七四まで、字炭釜四七五から四八一まで

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

# 告示

埼玉県告示第七百四十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

飯能市大字上名栗字釜淵八 二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜淵八 二（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告示

埼玉県告示第七百四十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

飯能市大字下名栗字中山越一六六二、一六六三、字宮ノ入一六七三、一六七四、字漆窪一六八七の一、一六八七の二、一六八八、一六九の一から一六九の三まで、一六九一、一六九二、一六九三の一、一六九三の四、字庄ノ沢一七四六の一、一七四六の二

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

# 告示

埼玉県告示第七百四十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

本庄市児玉町太駄字白山平一五三九の一、一五三九の二、一五四六、一五四八、一五四九、二九二二、二九二三、二九二五

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白山平一五四六・一五四八・二九二二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

埼玉県告示第七百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量  
埼玉県議会だより新聞折り込み及び配布業務 2,337,700部 × 4 回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15  
番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年 4 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町 2 丁目282番 3 号
- 5 落札金額  
8 ページ物6.86円 (消費税及び地方消費税抜き 1 部当たりの単価)  
4 ページ物3.98円 (消費税及び地方消費税抜き 1 部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年 2 月19日



# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 西宝珠花春日部線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	春日部市八丁目一七九九番地一先 から春日部市八丁目一四七四番地一	区 間
七・三		敷地の幅員 (メートル)
十・二〇		延 長 (メートル)
工事	自転車歩行者道整備	備 考

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十二年三月三十日

指令越建セ第二一〇二〇三〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年五月十四日

越建セ第五七 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町本田四丁目三七七 一、三七九 一、三八〇 一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業 代表取締役 兼井雅史

# 告 示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年五月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年五月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の任免について

ロ その他